

「ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業」実施要項

1 趣旨

東日本大震災の経験を踏まえ、再発見した郷土の良さを伝えあい発信していくような交流活動を行うとともに、充実した自然体験活動等を行う機会を提供し、子どもたちの豊かな人間性や生きる力の育成を図る。

2 実施主体

福島県教育委員会

3 実施方法

福島県教育委員会による直接実施及び補助事業者に対する補助金の交付。

4 事業の実施期間

当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとし、実施期間の終了日には事業が完了していなければならない。

5 事業内容

- (1) 小・中学校自然体験・交流活動等支援事業
- (2) 幼稚園・保育所自然体験活動等支援事業
- (3) 社会教育団体自然体験活動支援事業
- (4) ふくしまっ子体験活動応援補助事業
- (5) ふくしまっ子自然の家体験活動応援事業

6 補助金の交付

福島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業を市町村または補助事業者が実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内でふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業補助金交付要綱の定めるところにより交付する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、別に要領で定める。

附 則

この要項は平成26年4月4日より施行する。